

(3) 保健・衛生
 ア 保健サービス
 (ア) 相談・情報提供

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 保健所等		
(a) 名称	保健所、保健センター	湯来町役場
(b) 設置数	保健所1か所(7区に分室) 保健センター8か所(各区1か所)	1か所
(c) 業務内容	専門的・技術的業務及び身近で利用頻度の高い保健サービス	身近で利用頻度の高い保健サービス
・ 対物保健	保健所 食品衛生対策 環境衛生対策 医療及び薬事対策	なし
・ 対人保健	保健センター 健康増進対策 老人保健対策 母子保健対策 歯科保健対策 精神保健福祉対策 栄養改善対策 難病対策 エイズ、結核、感染症その他の 疾病予防対策	老人保健対策 母子保健対策 歯科保健対策 疾病予防対策 栄養改善対策 思春期保健対策 精神保健福祉対策
b 健康づくり施設		
(a) 名称	広島市健康づくりセンター 本格的な高齢化社会の到来に備え、市民の健康の維持増進を図るため広島市総合健康センター内に設置 広島市医師会臨床検査センター(医師会)、広島原爆被爆者福祉センター(原文対協)を併設	なし
(b) 業務内容	健康管理・増進センター 被爆者健康診断、基本健康診査、がん検診、骨粗鬆症検診、結核住民健診等の実施。健康の維持・増進のため、栄養・運動・休養について総合的な指導を行う。 健康科学館 人間のからだの仕組みや病気と健康等についての展示、保健医療福祉関係者等の研修、健康情報システムによる健康診査等のデータ処理、衛生統計や生活習慣病等に関する情報の提供を行う。	
c 保健・医療・福祉総合相談窓口		
(a) 設置場所	各区の健康長寿課	福祉保健課に設置
(b) 業務内容	保健と福祉の相談を総合的に行うために健康長寿課に設置された窓口 保健師とケースワーカーが高齢者、心身に障害のある方等の相談をともに受け、適切なサービスが提供されるよう総合調整を行う。また、各区医師会との連携によるかかりつけ協力医紹介事業、医療相談事業を実施している。	保健師、福祉担当者等が相談を受け、適切なサービスが提供できるよう総合調整を行う。

項 目	広 島 市	湯 来 町
d 保健医療情報提供システム		
(a) 住民向けテレホンサービス	24時間電話情報サービス 妊娠、出産、育児に関する情報 及び広島市における母子保健サ ービスに関する情報(119項目)	なし
(b) 保健医療情報通信ネット ワーク	〔広島県が運用している救急医療 情報ネットワーク(インターネット) を利用し、市民、医療機関等に保 健医療情報を提供〕	同左
(c) 救急医療機関情報提供	市民からの夜間及び休日(盆・年末 年始を含む。)における医療機関の 電話問い合わせに対応	なし
e 医療安全相談窓口		
(a) 名称	医療安全支援センター (H16年7月開設予定)	なし
(b) 業務内容	市民が安心して医療を受けることが できる環境づくりを支援するため、 患者等からの医療に関する相談・ 苦情に対応する。	

(イ) 健康増進

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 健康まつりの開催	保健センターで実施	
(a) 内容	健康に関する講演会、相談、食生活 診断、食生活・歯のパネル展示等、 各種イベントを実施	なし
b 健康づくり相談・健康づくり教室	保健センターで実施	公民館、集会所で実施
(a) 内容	保健師、栄養士等による栄養、運 動、休養等についての教室・相談	同左
(b) 費用	無料	同左
c 栄養相談	保健センターで実施	公民館、集会所で実施
(a) 内容	高血圧症者、糖尿病症者、肥満者等 を対象に栄養士による食生活相談を 実施	同左
(b) 費用	無料	同左

(ウ) 母子保健

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 母子健康手帳の交付	保健センターで実施	湯来町役場及び支所で実施
(a) 対象	妊婦	同左
(b) 内容	妊娠中の経過、出産の状況、乳幼児期の経過等を記録し、母子の健康を管理するよう指導	
b 妊婦乳児健康診査	医療機関に委託して実施	同左
(a) 対象	妊婦及び乳児	同左
(b) 回数	一般健診 各2回 精密健診 妊婦1回、乳児2回	一般健診 各2回 精密健診 回数制限なし
c 妊婦歯科健康診査	歯科医療機関に委託して実施	同左
(a) 対象	妊婦	同左
(b) 回数	1回	
d 妊婦超音波検査	医療機関に委託して実施	同左
(a) 対象	35歳以上の妊婦	同左
(b) 回数	1回	
e B型肝炎の母子感染予防	医療機関に委託して実施	同左
(a) 対象	妊婦	同左
(b) 内容	HBs抗原検査等を実施し、母子感染を起こすおそれがある妊婦に対し適切な指導を行う。	
f 妊産婦訪問指導	保健センターで実施	湯来町役場で実施
(a) 対象	妊婦、産後1年以内の産婦	同左
(b) 内容	保健師の家庭訪問による疾病の予防、健康増進など日常生活の指導	保健師等の家庭訪問による疾病の予防、健康増進など日常生活の指導
g 妊婦教室	保健センターで実施	公民館等で実施(育児相談事業と兼ねて実施)
(a) 対象	妊婦	同左
(b) 内容	妊娠から産後の健康生活、育児に関する知識の習得及び実習等	妊娠から産後の健康生活、育児に関する知識の習得等
h パパママ育児相談指導 (パパとママの育児教室)	健康科学館で実施	なし
(a) 対象	初妊婦と夫	
(b) 内容	先輩パパの体験談、育児に関する体験学習等	
i 新生児訪問指導	保健センターで実施	保健師により実施
(a) 対象	おおむね生後1か月の新生児	生後1か月頃の新生児
(b) 内容	保健師の家庭訪問による発育、栄養、環境、疾病等に関する保護者指導	同左
j 未熟児訪問指導	保健センターで実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	2,500g未満の低体重児	入院養育を必要とする未熟児
(b) 内容	保健師による訪問指導	保健師による家庭訪問
k 母子栄養食品の支給	保健センターで実施	なし
(a) 対象	妊産婦(妊娠4か月以上～産後4か月未満)及び栄養強化を必要とする乳幼児(1歳7か月未満) 所得、体重制限あり	
(b) 内容	牛乳又は粉乳の支給	
l 乳児健康相談	保健センター、公民館、集会所等で実施	各地区、公民館で実施
(a) 対象	乳幼児	同左

項 目	広 島 市	湯 来 町
(b) 内容	・保健師による健康、栄養の相談指導及び計測 ・保育士による「親と子のつどいの場」の併設	保健師、栄養士による健康、栄養の相談指導及び計測
m 4か月児健康相談	保健センターで実施	総合福祉センター・公民館等
(a) 対象	4か月児	4～12か月児
(b) 内容	小児科医師、保健師、栄養士による診察、発達観察、身体計測、保健・栄養指導、保育士による待合講座	保健師、栄養士、身体測定、保健・栄養・歯科指導
n 1歳6か月児健康診査	保健センターで実施	総合福祉センターで実施
(a) 対象	1歳6か月児	同左
(b) 内容	内科、歯科健診、心理面の健康診査、身体計測、保健指導、栄養指導、心理相談員・保育士による個別相談、保育士による待合講座	内科、歯科健診、身体計測、尿検査、保健指導、栄養指導、歯科保健指導
o 1歳6か月児フッ素塗布	保健センターで実施	総合福祉センターで実施
(a) 対象	1歳6か月児健診受診者のうち希望者	同左
(b) 内容	フッ素の塗布	
p 3歳児健康診査	保健センターで実施	総合福祉センターで実施
(a) 対象	3歳5か月児	3歳6か月児
(b) 内容	内科、歯科健診、視聴覚検査、身体計測、保健指導、尿検査、心理面の健康診査、保健指導、栄養指導、心理相談員・保育士による個別相談、保育士による待合講座	内科、歯科健診、視聴覚検査、身体計測、保健指導、尿検査、フッ素塗布(希望者)、フッ素洗口指導、保健指導、栄養指導
q 1歳6か月・3歳児精密健康診査	保健センターで実施	総合福祉センターで実施 (身体面については、医療機関で実施)
(a) 対象	1歳6か月・3歳児健診の結果、精神発達面の精密健康診査が必要と認められた者及びその他母子保健事業において必要と認められた者	1歳6か月・3歳児健診の結果、精神発達面での要経過観測児及び希望者
(b) 内容	判定、相談	判定、相談
(c) 回数	1か月に1～2回	年2回
(d) スタッフ	保健師、心理判定員	保健師、栄養士、心理判定員等
r 親子ふれあい教室等	保健センターで開催(地域子育て支援センター事業として実施)	(子育て教室) 公民館で実施
(a) 対象	9～10か月児とその保護者	0歳～就学前までの乳幼児とその保護者
(b) 内容	親子同士の交流、情報交換、親子遊びの実施指導、育児相談、栄養相談、身体測定(希望者)等	親子同士の交流、情報交換、親子遊びの実施指導
(c) 回数	1か月に1～2回	月2回
s 地域子育て支援センター	各区厚生部保健福祉課内に設置	なし
(a) 対象	小学校就学前児童及び保護者	
(b) 内容	育児不安等についての相談指導 子育て親子交流の場の開設 子育てサークルの育成支援 育児講座の実施 関係機関との連携 子育て支援関係情報の収集・提供等	
t 子どもの歯の相談、離乳食教室	各保健センター(離乳食教室)	総合福祉センター・公民館等で実施
(a) 対象	4～6か月児、9～12か月児を持つ保護者	0～1歳6か月の乳幼児
(b) 内容	離乳の初期から完了期までの離乳食のポイントと調理実演	歯についての相談、歯磨き指導 歯磨きや離乳食の実習相談

項 目	広 島 市	湯 来 町
u 児童虐待予防対策事業	保健センターで実施	なし
(a) 内容	<p>(1)事例検討会 関係者による検討会を開催し、支援の方法や各機関の役割等について検討する。</p> <p>(2)関係職員研修会</p> <p>(3)育児を行う上で、保護者の負担が重くなると考えられる家庭の把握と支援 未熟児センターと連携した退院前からの支援(全区)、産婦人科と連携した妊娠中からの支援(2区) 1歳6か月児、3歳児健康診査に心理相談員及び保育士を配置し、育児不安の強い家庭の早期発見・支援を行う。 育児不安の強い母親等のグループケア 育児不安の強い母親等を対象にグループケアを行い、不安の軽減及び児童虐待の予防を図る。</p> <p>(4)乳幼児健康診査 未受診者の把握と支援 (4か月児:全区、1歳6か月児:2区)</p>	

その他県及び広島市が行っているものとして次のようなものがある。

項 目	広 島 市	県 の 事 務
a 妊娠中毒症等療養援護	保健センターで実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	妊娠中毒症等にり患した妊産婦	同左
(b) 内容	7日以上入院治療を要する低所得者の妊産婦に療養に要する費用の一部を支給する。(所得制限あり)	
b 先天性代謝異常等検査	(社)広島市医師会臨床検査センターに委託して実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	生後5～7日の新生児	同左
(b) 内容	先天性代謝異常・先天性甲状腺機能低下症の早期発見	
c 未熟児養育医療	保健センターで実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	入院養育を必要とする未熟児	同左
(b) 内容	養育に必要な医療の給付(一部自己負担あり)	
d 育成医療	保健センターで実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	身体に障害のある児童(18歳未満)	同左
(b) 内容	障害の軽減等を図るため必要な医療の給付(一部自己負担あり)	
e 小児慢性特定疾患治療研	社会局保健部保健医療課で実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	特定疾患にり患している18歳未満の児童(20歳まで年齢延長あり)	同左
(b) 内容	特定疾患について治療研究を行い、患者家族の経費負担の軽減を図る。	
f 不妊治療費助成事業	社会局保健部保健医療課で実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	体外受精及び顕微受精を受けた法律上、婚姻関係にある夫婦で、夫婦の所得合計額が650万円未満のもの	平成16年度中に実施予定
(b) 内容	1年度あたり10万円を限度に通算2年間助成する。	

(工) 成人・老人保健

項 目	広島市	湯来町
a 健康手帳の交付	健康診査の実施機関及び保健センターで実施	湯来町役場で実施
(a) 対象	40歳以上65歳未満の者で、健康診査の受診者(子宮がん検診及び乳がん検診については、30歳以上40歳未満の者を含む。)及び健康相談、機能訓練又は訪問指導を受けた者	40歳以上の者で、健康診査の受診者及び健康相談、健康教育又は訪問指導を受けた者
(b) 内容	健康診査の記録、その他健康の保持に必要な事項を記載する。	健康診査の記録、その他健康の保持に必要な事項を記載する。
(c) 費用	無料	無料
b 健康教育	保健センター、公民館、集会所等で実施	公民館、集会所等で実施
(a) 対象	40歳以上の者	20歳以上の者
(b) 内容	生活習慣病予防、食生活のあり方、心の健康、歯の健康、痴呆予防教室等	生活習慣病予防、食生活のあり方、心の健康、痴呆予防教室等
c 健康相談	保健センター、公民館、集会所等で実施	総合福祉センター、公民館、集会所で実施
(a) 対象	40歳以上の者	20歳以上の者
(b) 内容	保健センター及び各地域において心身の健康に関する個別の相談検査等、歯科相談	健康相談室及び各地域において心身の健康に関する個別の相談を実施
d 健康診査	保健センター、公民館、老人福祉センター、健康づくりセンター、医療機関で実施	総合福祉センターで実施
(a) 対象	40歳以上の者で職域等で検診を受けられない者(被爆者健康手帳等所持者を除く) ただし、 ・ 子宮・乳がん検診は30歳以上 ・ C型・B型肝炎ウイルス検査(肝がん検診)は基本健康診査受診者のうち検査を希望する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者(節目検診)、広範な外科的処置を受けたことがある者、又は妊娠・分娩時に多量に出血したことがある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者で検査を希望する40歳以上の者(手術等検診)、基本健康診査の結果、肝機能検査上でGPTが36~45IU/Lで検査を希望する40歳以上の者(二次検診) ・ マンモグラフィによる乳がん検診は、乳がん検診受診者のうち検査を希望する40歳以上の者	基本健康診査は40歳以上の者 ただし、 ・ 子宮、乳がん検診は30歳以上 ・ その他のがん検診は40歳以上 ・ C型肝炎ウイルス検査については左に同じ ・ マンモグラフィによる乳がん検診は40歳以上の希望者(隔年)
(b) 検査項目		
・ 基本健康診査	必須診査 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)検査、肝機能(GOT、GPT、GTP)検査、腎機能(クレアチニン)検査、血糖検査(グルコース) 選択診査 循環器検査(心電図・眼底検査)、貧血検査、ヘモグロビンA1c検査	必須診査 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、血中脂質(総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖(空腹時)検査、ヘモグロビンA1c検査、貧血検査 選択診査 循環器検査(心電図・眼底検査)

項 目	広島市	湯 来 町
・がん検診	胃がん、子宮がん(頸部・体部)・乳がん、肺がん、大腸がん、C型・B型肝炎ウイルス検査(肝がん検診)、マンモグラフィによる乳がん検診	胃がん、子宮・乳がん、肺がん、大腸がん、C型肝炎ウイルス検査、マンモグラフィによる乳がん検診、子宮体部がん検診、前立腺がん検診
(c) 費用	自己負担あり 老人保健法医療受給者証(白色)所持者、70歳以上の者、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の者は無料	自己負担あり 老人保健法医療受給者証所持者、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者は無料(前立腺がん検診は全額自己負担)
e 節目年齢歯科健診	歯科医療機関に委託して実施	なし
(a) 対象	40歳及び50歳の人	
(b) 内容	歯科医院での歯科健診 (各年齢で1回、自己負担あり)	
f 8020(ハチマルニイマル)いい歯の表彰	市と歯科医師会が協議会を設置して実施	佐伯地区医師会と県とが実施
(a) 内容	80歳以上で20本以上の歯を保持している市民を表彰する。	80歳以上で20本以上の歯を保持している町民を表彰する。
g 機能訓練(転倒予防教室)	保健センター、公民館 集会所等で実施	総合福祉センターで実施
(a) 対象	概ね60歳以上80歳未満の者で転びやすい、つまづきやすい等歩行に対する不安がある者	40歳以上の者で、脳卒中等の後遺症等で医療終了後も継続して機能訓練が必要な者
(b) 内容	転倒についての学習や筋力低下を予防する運動等を行い、転倒により要介護状況になることを予防する。	日常生活の自立を助けるための訓練や、手工芸等を行うとともに、参加者同士の交流を通じて仲間づくりを援助する。
(c) 費用	無料	無料
h 訪問指導	保健センターで実施	福祉保健課で実施
(a) 対象	40歳以上の者でその心身の状況、置かれている環境を考慮し、療養上及び疾病予防のために保健指導が必要であると認められる者及びその家族等	40歳以上の者で健康診査の結果、訪問指導が必要と認められる者、独居老人、高齢者世帯等療養上の保健指導が必要と認められる場合
(b) 内容	保健師等が家庭訪問し、生活習慣の改善の支援等を実施する。	保健師等が家庭訪問し、生活習慣病の予防、家庭における療養方法、看護方法等を指導する。
(c) 費用	無料	無料
i 骨粗鬆症検診	健康づくりセンター、医療機関で実施	総合福祉センターで実施
(a) 対象	20歳以上の女性、40歳以上の男性で5歳間隔及び70歳以上	18歳以上の女性
(b) 測定方式	超音波方式 他	超音波方式
(c) 費用	自己負担 1,000円(施設) 1,200円(医療機関)	自己負担 1,900円(全額)
j 在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療	市歯科医療福祉対策協議会に委託	なし
(a) 対象	40歳以上の在宅でねたきりの者	
(b) 内容	訪問歯科健康診査 訪問歯科診療	
(c) 費用	無料 老人医療費の一部負担金が必要	
k 難病患者等居宅生活支援事業	保健センターで実施	
(a) 対象	在宅難病患者で、症状が安定しており介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の施策の対象とはならない者	なし
(b) 内容	ホームヘルパーの派遣 短期入所 日常生活用具の給付	
(c) 費用	所得に応じて一部負担が必要	

項 目	広島市	湯 来 町
l 在宅難病患者支援	保健センターで実施	広島地域保健所で実施
(a) 対象	在宅難病患者とその家族	在宅難病患者
(b) 内容	保健師等による訪問相談 講演会・交流会、相談会の実施	保健師等による訪問相談 相談会、つどい(交流会)の実施
m 広島難病団体連絡協議会活動費補助	社会局保健部保健医療課で実施	県福祉保健部保健対策室で実施
(a) 対象	広島難病団体連絡協議会	広島難病団体連絡協議会
(b) 内容	団体の活動に対して補助金を交付 (40万5千円/年)	団体の活動に対して補助金を交付 (15万円/年) 委託料 (40万円/年)

(オ) 精神保健福祉

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 精神障害者授産施設通所者 交通費助成事業		
(a) 内容	精神障害者授産施設通所者に対して交通費の一部を助成する。	同左
(b) 対象	費用徴収対象収入から通所経費助成相当額を控除した額が27万円以下の者	当事業利用者全員
(c) 助成額	通所1日あたり280円を限度	通所1日あたり270円を限度
b 在宅精神障害者共同作業 所通所者交通費助成事業		
(a) 内容	精神障害者共同作業所通所者のうち通所訓練事業の対象者に対して交通費の一部を助成する。	同左
(b) 対象	費用徴収対象収入から通所経費助成相当額を控除した額が27万円以下の者	当該作業所利用者全員
(c) 助成額	通所1日あたり280円を限度	通所1日あたり270円を限度
c 在宅精神障害者共同作業所 通所訓練事業費補助事業		
(a) 内容	満15歳以上の医療を受けている在宅の精神障害者で、通所による指導になじむ者に共同作業の場を設けて、技能習得訓練や生活指導を行う者に対し補助金を交付する。	町内には共同作業所がないが、町外の共同作業所利用に対し、精神障害者就労促進事業補助を行う。
(b) 訓練期間	週3日以上又は週5日以上	
(c) 作業種目	部品組立、内職、手工芸品加工等	
(d) 事業実施方法	共同作業所への事業補助	
d 精神障害者共同作業所施設 賠償責任保険加入費補助		
(a) 対象	通所者の傷害・死亡事故に対する損害賠償能力を担保し、施設運営の安定と通所者の処遇の向上に資するため、損害賠償責任保険への加入を促すとともに、所定の保険料相当額を補助する。	なし
(b) 支給額	15,090円を限度	
e 精神障害者社会適応訓練事業	市が協力事業所へ委託している。 相談窓口は各区保健センター	県が実施している事業で、県が協力事業所に委託
(a) 対象	回復途上にある通院中の精神障害者	同左
(b) 訓練期間	原則として6か月(通算1年を限度として延長できる。)	
f 精神障害者居宅介護等事業		
(a) 対象	原則として、精神障害者保健福祉手帳所持者又は精神障害を支給事由とする年金受給者で、定期的に通院し、病状が安定していると主治医によって判断される者	同左
(b) 内容	家事に関すること 身体介護に関すること 上記に関する相談・助言	
(c) 利用者負担	所得に応じ、無料～950円/H	
g 精神障害者短期入所事業		
(a) 対象	原則として、精神障害者保健福祉手帳所持者で、介護者の病気、冠婚葬祭等の社会的理由やその他の私的理由によってショートステイ利用の必要があると市長が認めた者	原則として、在宅の精神障害者で、介護者の病気、冠婚葬祭等の社会的理由やその他の私的理由によってショートステイ利用の必要があると町長が認めた者

項 目	広島市	湯来町
(b) 内容	ショートステイ施設で介護を行う。	同左
(c) 利用者負担	飲食費相当額。ただし、生活保護世帯で社会的理由による利用の場合は負担なし。	
h 精神障害者地域生活支援事業		
(a) 対象	原則として、精神障害者保健福祉手帳所持者で、日常生活上の援助が必要であって、共同生活ができ、日常生活を維持する収入がある者	なし
(b) 内容	世話人によって、食事の世話や服薬の指導及び金銭管理に関する助言、指導等の援助を行う。	
(c) 利用者負担	家賃、飲食物費、光熱水費、及びグループホームの共通経費	
i 覚せい剤等相談事業		
(a) 場所	各区保健センター、公民館、学校等で実施	なし
(b) 内容	精神科医師や精神保健福祉相談員が、薬物の害に関する相談に応じる。 覚せい剤等の薬物に関する正しい知識の普及を図るために学習会を開催する。	
j 成年後見制度支援事業		
(a) 内容	身寄りのない精神障害者が判断能力が不十分であるため、財産の管理や適切な福祉サービスを選択し、契約利用することができない場合などに、本人の保護のため、財産などの管理を代わりに行う「成年後見人」選任の申立てを市長が家庭裁判所に行う。	なし
k 精神障害者ケアマネジメント事業		
(a) 内容	在宅の精神障害者の生活を支援するための障害者ケアマネジメントの推進を図るために、ケアマネジメント従事者研修修了者等による連絡会議を実施する。	なし
l 障害者公共交通機関利用助成	P. 48 (シ)社会参加促進 参照	同左
m 重度障害者福祉タクシー利用助成	P. 48 (シ)社会参加促進 参照	なし
n 精神障害者通院医療促進事業	市の事務。申請窓口は各区保健センター	なし
(a) 対象	市内に住所を有する通院医療費公費負担制度利用者	
(b) 支給の範囲	通院医療費公費負担後の自己負担相当額の全額	
(c) 支給方法	・県内の医療機関受診の場合 現物給付方式。各医療機関が本人に代って社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会を通じて市に請求する。窓口徴収はなし。 ・県外の医療機関受診の場合 償還払い方式。窓口で徴収し、後日還付する。	
(d) 所得の制限	なし	

項 目	広島市	湯来町
o 精神科救急医療システム整備事業		県の事務
(a) 精神科救急情報センター	専用電話を設置して、毎日24時間、精神障害者及び保護者等からの電話相談に、精神科医及び専門知識を有する精神保健福祉士等が応じる。 (委託先) 広島県精神病院協会	同左
(b) 精神科救急医療施設	24時間体制で精神科医等を配置し、緊急の受診者の診療に応じる。 (委託先) 医療法人せのがわ	
p 精神福祉保健相談	各区保健センターで実施	広島地域保健所及び湯来町総合福祉センターで実施
(a) 相談員	精神保健福祉相談員 16人	精神保健福祉相談員・医師・保健師
(b) 内容	医師及び精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談	嘱託医師、精神保健福祉相談員により、精神保健及び老人精神疾患等に関する相談・指導
q 家庭訪問	各区保健センターで実施	広島地域保健所及び湯来町総合福祉センターで実施
(a) 対象	精神障害者及びその家族等	同左
(b) 内容	精神保健福祉相談員による在宅療養や社会復帰等に関する相談指導	在宅療養指導、在宅介護指導及び、社会復帰等に関する相談指導
r 集団指導		
(a) 場所	各区保健センター、公民館等で実施	広島地域保健所で実施
(b) 内容	医師、精神保健福祉相談員等による精神保健福祉に関する知識の普及啓発	嘱託医師、精神保健福祉相談員等による精神保健、老人痴呆疾患に関する知識の普及や介護指導等
s 社会復帰クラブ	各区保健センターで実施	広島県総合精神保健福祉センターで実施
(a) 対象	社会復帰を目指す在宅精神障害者	在宅精神障害者で外出や就労の機会が得がたい者
(b) 内容	集団生活指導	同左
t 精神保健福祉センター	市の精神保健福祉センターで実施	広島県総合精神保健福祉センターで実施
(a) 精神保健福祉相談		
・ 内容	専門スタッフ・精神科医師による思春期の問題、家庭・職場における精神的悩み、老人性痴呆など精神的病気に対する相談・指導等	専門スタッフ・精神科医師による精神的悩みや、老人性痴呆など精神的病気に対する相談・指導等
・ 費用	相談無料 治療・検査等には保険を適用	同左
(b) 精神科デイケア		
・ 対象	精神的な病気で通院治療を受けている概ね18歳～45歳の者	精神的な病気で通院治療を受けている者
・ 定員	70人	60人
・ 期間	6か月を1期とし最長6期(3年間)まで延長可	原則1半年間ずつの2プログラム(2年間を目安)
・ 費用	保険が適用	保険が適用
(c) 心の健康づくり大会	講演会、精神障害者社会復帰施設等の作品展示などを行い、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発及び精神障害者に対する理解を深める。	なし
(d) 精神障害者交流事業		
・ 対象	精神障害者共同作業所	なし
・ 内容	精神障害者の社会参加と精神障害者同士又は地域住民との交流を図るために行うレクリエーション、野外活動、文化活動等に対し、1団体年間1回を限度にバスの借上げを行う。	

項 目	広島市	湯来町
(e) 精神障害者スポーツ交流事業		
・ 対象	市内にある精神障害者共同作業所、ソーシャルクラブ、社会復帰クラブ、精神障害者通所授産施設、精神障害者地域生活支援センターに所属する在宅精神障害者	なし
・ 内容	ソフトバレーボールの団体戦、レクリエーション(参加者全員によるゲーム等の全体交流)	
u 老人性痴呆疾患センター	広島市民病院で実施	広島県立総合精神保健福祉センターで実施
(a) 業務内容	電話、面接相談 市民病院の専門スタッフによる専門相談 診断、治療方針の選定 痴呆が疑われる場合の各種検査と治療方針の選定 緊急対応 緊急に入院等を必要とする老人性痴呆疾患患者の受入れ	電話、面接相談 診断、治療方針の選定 痴呆が疑われる場合の各種検査と治療方針の選定

(カ) 疾病予防

項 目	広島市	湯来町																														
a 感染症予防	保健センターで実施	広島地域保健所で実施																														
(a) 内容	患者発生時の患者の入院、発生現場における消毒指導・調査 患者家族、接触者等を対象にした健康診断及び病原菌検査 発生地域からの入国者に対する健康調査	患者発生時の患者の入院・消毒、発生現場における調査 患者家族、接触者等を対象にした健康診断及び病原菌検査 汚染地域からの入国者に対する検病調査等の監視																														
b 性病予防	保健センターで実施	広島地域保健所で実施																														
(a) 健康診断(梅毒検査)	婚姻予定者・妊娠者は無料、その他希望者は有料で実施																															
c エイズ予防	保健センターで実施	広島地域保健所で実施																														
(a) 内容	保健センターで面接又は電話により相談を受けており、エイズ専門カウンセラー派遣制度がある。また、検査も実施(中保健センターでは夜間検査も実施) このほか、保健所保健医療課でも相談を受けている。	保健所で面接又は電話により相談を受ける。 また、検査を実施																														
d 予防接種																																
(a) 3種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>生後3か月～90か月未満</td> </tr> <tr> <td>接種回数</td> <td>1期初回3回、追加1回</td> </tr> <tr> <td>接種時期</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>医療機関で個別接種</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	対象者	生後3か月～90か月未満	接種回数	1期初回3回、追加1回	接種時期	随時	実施方法	医療機関で個別接種	費用	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>生後3か月～90か月未満</td> </tr> <tr> <td>接種回数</td> <td>1期初回3回、追加1回</td> </tr> <tr> <td>接種時期</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>医療機関で個別接種</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	対象者	生後3か月～90か月未満	接種回数	1期初回3回、追加1回	接種時期	随時	実施方法	医療機関で個別接種	費用	無料						
区 分	内 容																															
対象者	生後3か月～90か月未満																															
接種回数	1期初回3回、追加1回																															
接種時期	随時																															
実施方法	医療機関で個別接種																															
費用	無料																															
区 分	内 容																															
対象者	生後3か月～90か月未満																															
接種回数	1期初回3回、追加1回																															
接種時期	随時																															
実施方法	医療機関で個別接種																															
費用	無料																															
(b) 2種混合 (ジフテリア、破傷風)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象者</td> <td>1期 生後3か月～90か月未満</td> </tr> <tr> <td>2期 11歳～12歳</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接種回数</td> <td>1期 1期初回2回、追加1回</td> </tr> <tr> <td>2期 1回</td> </tr> <tr> <td>接種時期</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施方法</td> <td>1期 医療機関で個別接種</td> </tr> <tr> <td>2期 医療機関で個別接種</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	対象者	1期 生後3か月～90か月未満	2期 11歳～12歳	接種回数	1期 1期初回2回、追加1回	2期 1回	接種時期	随時	実施方法	1期 医療機関で個別接種	2期 医療機関で個別接種	費用	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象者</td> <td>1期 生後3か月～90か月未満</td> </tr> <tr> <td>2期 11～12歳</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接種回数</td> <td>1期 1期初回2回、追加1回</td> </tr> <tr> <td>2期 1回</td> </tr> <tr> <td>接種時期</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実施方法</td> <td>1期 医療機関で個別接種</td> </tr> <tr> <td>2期 医療機関で個別接種</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	対象者	1期 生後3か月～90か月未満	2期 11～12歳	接種回数	1期 1期初回2回、追加1回	2期 1回	接種時期	随時	実施方法	1期 医療機関で個別接種	2期 医療機関で個別接種	費用	無料
区 分	内 容																															
対象者	1期 生後3か月～90か月未満																															
	2期 11歳～12歳																															
接種回数	1期 1期初回2回、追加1回																															
	2期 1回																															
接種時期	随時																															
実施方法	1期 医療機関で個別接種																															
	2期 医療機関で個別接種																															
費用	無料																															
区 分	内 容																															
対象者	1期 生後3か月～90か月未満																															
	2期 11～12歳																															
接種回数	1期 1期初回2回、追加1回																															
	2期 1回																															
接種時期	随時																															
実施方法	1期 医療機関で個別接種																															
	2期 医療機関で個別接種																															
費用	無料																															

項 目	広 島 市		湯 来 町	
(c) 急性灰白髄炎(ポリオ)	区 分	内 容	区 分	内 容
	対象者	生後3か月～90か月未満	対象者	生後3か月～90か月未満
	接種回数	6週以上の間隔で2回	接種回数	6週以上の間隔で2回
	接種時期	4月、10月	接種時期	4月、10月
	実施方法	保健センター、公民館等で 集団接種	実施方法	総合福祉センター、公民館で 集団接種
	費用	無料	費用	無料
	(d) 風しん	区 分	内 容	区 分
対象者		生後12か月～90か月未満	対象者	生後12か月～90か月未満
接種回数		1回	接種回数	1回
接種時期		随時	接種時期	随時
実施方法		医療機関で個別接種	実施方法	医療機関で個別接種
費用		無料	費用	無料
(e) 麻しん		区 分	内 容	区 分
	対象者	生後12か月～90か月未満	対象者	生後12か月～90か月未満
	接種回数	1回	接種回数	1回
	接種時期	随時	接種時期	随時
	実施方法	医療機関で個別接種	実施方法	医療機関で個別接種
	費用	無料	費用	無料
	(f) 日本脳炎	区 分	内 容	区 分
対象者		1期 生後6か月～90か月未満	対象者	1期 生後6か月～90か月未満
		2期 9～12歳		2期 9～12歳
		3期 14～15歳		3期 14～15歳
接種回数		1期 初回2回、追加1回	接種回数	1期 初回2回、追加1回
		2期 1回		2期 1回
		3期 1回		3期 1回
接種時期		随時	接種時期	随時
実施方法		医療機関で個別接種	実施方法	医療機関で個別接種
費用		1回 790円(生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯、就学援助を受けている人は免除)	費用	無料
(g) 結核(BCG)	区 分	内 容	区 分	内 容
	対象者	生後3か月～4歳未満でツベルクリン反応検査陰性の者	対象者	生後3か月～4歳未満でツベルクリン反応検査陰性の者
	接種回数	1回	接種回数	1回
	接種時期	保健センターで定める日時 (毎月1～3回)	接種時期	9月、3月
	実施方法	各保健センター等で実施	実施方法	総合福祉センターと公民館で 集団接種
	費用	無料	費用	無料
	(h) インフルエンザ	区 分	内 容	区 分
対象者		65歳以上の者 60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、 呼吸器等に一定の障害を有する者	対象者	65歳以上の者 60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、 呼吸器等に一定の障害を有する者
接種回数		1回	接種回数	1回
接種時期		11月～1月末	接種時期	11月～1月末
実施方法		医療機関で個別接種	実施方法	医療機関で個別接種
費用		1,000円(生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯は免除)	費用	1,000円(生活保護世帯、町民税所得割非課税世帯は減免)

項 目	広島市	湯来町
e 結核の予防・治療		
(a) 定期健康診断	保健センター、公民館、健康づくりセンターで実施	総合福祉センターで実施
・ 内容	一般住民(16歳以上)を対象に、集団検診や施設検診における胸部エックス線撮影を実施	一般住民(16歳以上)を対象に、集団検診における胸部エックス線撮影を実施
(b) 定期外健康診断	保健センター及び委託医療機関で実施	広島地域保健所で実施
・ 内容	家族検診、接触者検診 新規登録患者又は患者の家族、同居者及び接触者を対象に保健センター及び委託医療機関で行う。	家族検診、接触者検診 新規登録患者又は在宅患者の家族、同居者及び接触者を対象に委託医療機関で行う。
(c) 管理検診	保健センター及び委託医療機関で実施	広島地域保健所で実施
・ 内容	結核登録患者のうち治療を終了するなどして医療を受けていない者その他医学的状況を把握する必要がある者を対象に、精密検査を行う。	結核患者登録患者のうち治療終了後定期観察の必要な者を対象に、精密検査を行う。
(d) 結核患者家庭訪問指導	保健センターで実施	広島地域保健所で実施
・ 内容	結核登録患者で療養上必要な者に対して、保健師等が訪問し指導を行う。	同左
(e) 結核患者医療費公費負担	保健所で実施	広島地域保健所で実施
・ 対象	結核医療の基準に適合した治療を受ける結核患者 他への伝染防止を目的に従業禁止し、または結核療養所等に入所することを命じた患者	結核医療の基準に適合した治療を受ける結核患者(老人保健法による医療受給者、被爆者健康手帳所持者、医療費補助条例による医療受給は除く) 他への伝染防止を目的に従業禁止し、または結核療養所等に入所することを命じた患者
・ 公費負担額	上記 医療に要する費用の100分の95 上記 医療に要する費用から所得に応じた自己負担額を差し引いた額 ただし上記 ・ とも保険優先 (・ とも被爆者健康手帳所持者、戦傷病者特別援護法による受給者は除く。)	上記 医療に要する費用の100分の95 上記 医療に要する費用から所得に応じた自己負担額を差し引いた額 ただし上記 ・ とも保険優先

イ 医療サービス

(ア) 地域医療

項 目	広島市	湯来町
a 老人保健施設		
(a) 設置数	26か所(民間)	なし
(b) 対象	70歳以上の者(65歳以上70歳未満の場合は、老人保健法医療受給者証の交付を受けた者)で、～ のいずれかに該当する者 病弱な寝たきりの者 病弱で寝たきりに準ずる状態にある者 痴呆性の者	
(c) 内容	離床期又は歩行期のリハビリテーション 日常生活動作訓練 体位変換、清拭、食事の世話、入浴等の介護・看護サービス	
(d) 費用	看護等の施設療養費:無料 食費、おむつ代等の費用:利用者負担	
b 老人保健施設整備資金借入金利子償還補助		
(a) 内容	平成13年3月31日までに着工した医療法人、社会福祉法人等が、介護保険法に定める民間介護老人保健施設の整備に伴い、社会福祉・医療事業団から借り入れた資金に係る利子の一部を補助	なし
(b) 補助額	借入残額に係る利子として、年利0.93%の利率により算定して得た額	
(c) 補助金交付期間	利子補助開始以後10年間を限度	

(イ) 医療従事者の養成

項 目	広島市	湯来町
a 養成施設		
(a) 施設名称	広島市立看護専門学校	なし
(b) 内容	看護師養成所(3年課程) 全日制 定員 80人 看護師養成所(2年課程) 定時制 定員 40人	
b 修学資金貸付		
(a) 対象	市立看護専門学校に在学する者で、卒業後市内の医療機関等に勤務しようとするもの	なし
(b) 貸与額	月額 32,000円	
(c) 利率	無利子	
(d) 貸与期間	修業年限に相当する期間(3年以内)	

(ウ) 救急医療

項 目	広島市	湯来町
a 初期救急医療		
(a) 夜間救急診療	<p>広島市立夜間救急診療所(舟入病院内) 〔内科・小児科〕 ・診療時間:午後6時～翌日午前8時30分 〔耳鼻科・眼科〕 ・診療時間:土曜日の午後7時～午後11時 (受付は午後10時30分まで) (祝日、盆、年末年始を除く。) 安佐市民病院 ・診療時間:日曜日の午後6時～午後11時 (受付は午後10時まで) ・診療科目 小児科</p>	<p>町内医療機関で対応 広島市立舟入病院を利用</p>
(b) その他の救急診療 (年末年始救急診療)	<p>1. 広島市立舟入病院で実施 土・日・祝日昼間救急医療(小児科) ・診療時間:土・日・祝日及び8月6日、12月29日並びに12月30日の午前8時30分から午後6時まで 年末年始救急診療 ・診療時間:12月31日の午前9時から1月4日の午前8時30分まで(24時間体制) ・診療科目:内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科 耳鼻咽喉科、眼科は12月31日、1月1～3日の午前9時から午後7時まで 2. その他 内科・小児科を有する民間病院等の協力を得て、1日に複数の病院で内科・小児科診療を実施 ・診療時間:午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>日曜当番医療制度 ・町内医療機関で診察時間に合わせて日曜日に実施</p>
b 第二次救急医療 (病院群輪番制病院)		
(a) 内容	<p>初期救急医療施設では対応困難な重症患者の診療又は収容 1 病院群輪番制病院 広島地区 広島市内の30病院による輪番制 ・診療日 : 休日及び毎日夜間 ・診療科目: 内科、外科、整形外科、脳神経外科 ・1日当たり病院数: 9～11 安佐・山県・高田地区 安佐市民病院 ・診療日 : 休日及び毎日夜間 ・診療科目: 内科、小児科、外科 その他標榜する診療科目 2 小児救急医療拠点病院 広島市立舟入病院が24時間体制で小児科の診療又は収容を行う。</p>	<p>初期救急医療施設では対応困難な重症患者の診療又は収容 厚生連広島総合病院、国立大竹病院で実施</p>

項 目	広 島 市	湯 来 町
c 第三次救急医療 (救命救急センター)		
(a) 内容	第二次救急医療施設でも対応困難な 心筋梗塞、脳卒中等の重篤救急患者 の救命医療 広島市民病院 ・診療時間 : 24時間体制 ・病床数 : 26床 第三次救急医療施設としては、こ れ以外に広島大学病院救急部・集 中治療部、県立広島病院がある。	同左
d 精神科救急医療システム整 備	P.83(オ)精神保健福祉 参照	同左

(工) 公立医療施設

a 湯来町はなし

b 〔広島市の医療施設〕

区 分	市立広島市民病院	市立安佐市民病院	市立舟入病院	広島市医師会運営・ 安芸市民病院
病床数	775床 ・一般 732床 ・精神 43床	一般 527床	210床 ・一般 160床 ・感染症 50床	140床 ・一般 80床(うち緩 和ケア病床20床) ・療養 60床
診療科目	25科	18科	14科	6科
特 色	・特殊診療 救命救急センター (26床) 集中治療室(8床) 未熟児新生児セン ター(30床) 人工腎臓センター 老人性痴呆疾患セ ンター ・健康管理センター	・二次救急医療の実施 集中治療室(4床)	・毎日夜間救急診療 実施 ・年未年始救急診療の 実施 ・被爆者診療の実施 ・感染症患者の収容及 び治療の実施 ・二次救急医療の実施 ・土・日・祝日昼間救 急診療(小児科)の 実施	・救急告示医療機関 ・土・日・祝日の午後6 時から11時まで夜間 内科・外科外来実施 ・土曜日の診療実施 ・緩和ケア病床 ・人工透析

(オ) 献血推進事業

項 目	広 島 市	湯 来 町
a 体制	市民の医療用血液を安定して確保す るため、広島市献血推進協議会、各 区に区献血推進協議会を設置し、献 血組織の育成、献血思想の普及啓発 等を図っている。	なし
b 学区献血協力会への助成	地域における献血を推進するため、 小学校区単位で組織する学区献血推 進協力会の運営に必要な経費につい て助成している。 ・協力会数 : 120団体 ・助成額 : 1協会あたり5万4千円	湯来町社会福祉協議会が事務局とな っている「湯来町献血推進協議会」 活動に対し、町として100,000円補 助している。

ウ 被爆者対策

(注) 被爆者援護法に基づくものについては記載していない。

(ア) 相談

項 目	広島市	湯来町
a 一般相談	市の制度	県の事務。町は窓口業務を行う。
(a) 内容	健康管理に関すること。 医療に関すること。 生活等福祉に関すること。 原爆関係諸手続に関すること。 原爆養護ホーム入所、ショートステイ、デイサービス利用に関する相談 被爆者の子に関すること。 その他	健康管理に関すること。 医療に関すること。 生活等福祉に関すること。 原爆関係諸手続に関すること。 被爆者の子に関すること。 その他
(b) 相談場所	原爆被害対策部援護係、区役所厚生部健康長寿課、健康づくりセンターの相談コーナー	県福祉保健部衛生・被爆者総室原爆被爆者援護室 県広島地域事務所広島地域保健所 総合福祉センター 健診があるときはその会場で実施
(c) 相談員数	12人	1人(県広島地域事務所広島地域保健所)
b 訪問相談	市の制度	県の事務。町は窓口業務を行う。
(a) 対象	被爆者のうち、原爆小頭症患者、ひとり暮らし被爆者、ねたきり等の要介護被爆者等	特定の日時、場所を指定し、その地域の被爆者相談に応じる。
(b) 内容	健康、生活、医療等の相談	健康、生活、医療等の相談
c 健康交流	市の制度	なし
(a) 内容	・健康教室の開催 ・運動や入浴を通し、健康の保持増進等を図るため交流の場を設ける。	
(b) 場所	市内公衆浴場(月2回) 各区スポーツセンター等(年1回) 地区集会所等(年数回)	

(イ) 健康管理

項 目	広島市	湯来町
a 被爆者の子の健診	国の制度	
(a) 対象	健診を希望する被爆者の子供	同左
(b) 内容	一般検査、精密検査(医師が必要と認めた場合) 年1回	
b 被爆者特別検査促進手当	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	爆心地から1km以内で被爆した者で、医師の指示により指定医療機関において特別検査を受けた者	同左
(b) 支給額	1人1日 500円 ただし、年1回3日分を限度	
c 被爆者骨粗鬆症検診	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	検診を希望する被爆者等	同左
(b) 検診回数	年1回	

項 目	広島市	湯来町
d 被爆者日曜健診・日曜出張健診	市の制度	県の制度
(a) 対象	被爆者等(被爆者健康手帳及び健康診断受診者証所持者)	同左
(b) 日曜健診	場所 広島市健康づくりセンター 日時 第1・第3日曜日(祝日は除く) 午前9時～午前11時50分 午後1時～午後3時	
(c) 日曜出張健診	安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区並びに似島の公民館等で、日時を定めて行う。	なし

(ウ) 医療・養護

項 目	広島市	湯来町
a 認定被爆者通院交通費支給	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	認定被爆者のうち医療特別手当受給者で認定に係る負傷又は疾病の治療のため通院している者	認定被爆者のうち医療特別手当受給者で認定に係る負傷又は疾病の治療のため指定医療機関に通院している者
(b) 支給額	バス、電車、汽車、船舶の運賃の認定額 × 通院日数	バス、車、汽車、船舶の運賃の実費額 × 通院日数
b ホームヘルパー派遣	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	心身の障害又は傷病等の理由により、日常生活を営むのに支障があり、次の要件のいずれにも該当する64歳以下の被爆者の家庭に派遣する。 介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けていない者 心身の障害又は傷病等の理由により日常生活を営むのに支障があり、かつ日常生活の世話を行う人がいない者 被爆者の属する世帯の生計中心者に所得税が課せられていない世帯にある者	日常生活に支障をきたし、かつ、それらの世話を受けることができない64歳以下の被爆者のうち、低所得者に対し、食事、洗濯、掃除など家事の世話や生活上の相談助言を行う。
(b) 人数	必要に応じて派遣	同左
c ねたきり被爆者等のショートステイ	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	在宅の被爆者で、介護をしている家族が疾病等によって一時的に介護を行うことが困難になった場合又は日常生活を営むのに支障がある場合	在宅ねたきり被爆者等を介護している者が疾病等によって一時的に介護を行うことが困難になった場合及び被爆者本人が日常生活を営むのに支障がある場合、～ の施設を利用した者
(b) 利用期間	原則として7日以内	同左
(c) 利用料の助成等	原爆養護ホームを利用した場合 食材料費として1日当たり780円 心身障害者及び難病患者等短期入所を利用した場合 利用料に相当する額を助成	原爆養護ホームを利用した場合 利用料の自己負担はなし(送迎サービスあり) 老人ホームを利用した場合 利用料を全額助成

項 目	広島市	湯来町
d 原爆養護ホームにおけるデイサービス	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 内容	日常生活を営むのに支障がある在宅の被爆者を対象に通所による日常動作訓練や、入浴、給食等のサービスの提供	在宅の虚弱被爆者に対する通所による日常動作訓練や、入浴、給食等のサービスの提供
(b) 利用料金	1回 660円	同左

(工) 経済的援護

項 目	広島市	湯来町
a 被爆身体障害者福祉手当	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	原爆の傷害作用の影響による身体障害者又は原爆による癪良の著しい被爆者(被爆者薙髪去に基づく手当受給者を除く。)	同左
(b) 支給額	月額 17,000円	
b 被爆者介護手当付加金	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	介護手当の受給者で、その支給額を超える介護費用を支出している者	同左
(b) 支給限度額	月額 43,600円以内	
c 被爆者在宅高齢者福祉手当	市の制度	なし
(a) 対象	単身で居宅生活を営んでいる60歳以上の被爆者で、配偶者及び扶養義務者のうち子のない者(被爆者援護法に基づく手当及び被爆身体障害者福祉手当受給者を除く。)	
(b) 支給限度額	月額 3,000円	
d 被爆者生活特別手当	市の制度	なし
(a) 対象	医療特別手当又は特別手当受給者で生活保護を受けている認定被爆者	
(b) 支給額	月額 4,000円	
e 認定被爆者弔慰金	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	認定被爆者が死亡した場合にその葬祭を行う者	同左
(b) 支給額	10,000円	
f 老人福祉措置負担金助成金	被爆者老人福祉措置負担金助成	県の制度(町は窓口業務を行う。)
(a) 対象	老人福祉法による措置(養護老人ホーム入所等)を受けている被爆者又はその扶養義務者で、当該被爆者の措置に要する費用(負担金)の徴収を受けている者	被爆者介護老人福祉施設等利用助成金として実施。被爆者が養護老人ホーム等に入所した場合、その費用を負担している者に対して支給される。
(b) 補助額	負担金の額に相当する額	同左
g 被爆者生活援護金	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。) 被爆者生活困窮者厚生援護金
(a) 対象	基準日(8月1日と12月1日)に生活保護を受けている被爆者	同左
(b) 支給額	8月: 3,000円、12月: 4,000円	
h 原子爆弾小頭症患者見舞金	市の制度	なし
(a) 対象	基準日(8月1日と12月1日)に原子爆弾小頭症手当の受給者	
(b) 支給額	8月・12月: 10,000円	
i 被爆者介護保険利用助成	市の制度	

項 目	広島市	湯来町																
(a) 対象	介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受け、次の介護保険サービスを利用する被爆者 ただし、訪問介護については、低所得世帯に属する被爆者に限る。	同左																
(b) 支額給	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービスの区分・種類</th> <th>助成の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居宅サービス</td> <td>訪問介護・通所介護</td> <td>サービスの提供に要する経費の1割</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>サービスの提供に要する経費の1割+食材料費(1日当り780円が限度)</td> </tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td> <td>食材料費(1日当り780円が限度)</td> </tr> <tr> <td>施設サービス</td> <td>介護老人福祉施設への入所</td> <td>サービスの提供に要する経費の1割+食事の標準負担額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">平成16年7月利用分から食材料費の助成は廃止</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの区分・種類		助成の内容	居宅サービス	訪問介護・通所介護	サービスの提供に要する経費の1割	短期入所生活介護	サービスの提供に要する経費の1割+食材料費(1日当り780円が限度)	短期入所療養介護	食材料費(1日当り780円が限度)	施設サービス	介護老人福祉施設への入所	サービスの提供に要する経費の1割+食事の標準負担額	平成16年7月利用分から食材料費の助成は廃止			同左
サービスの区分・種類		助成の内容																
居宅サービス	訪問介護・通所介護	サービスの提供に要する経費の1割																
	短期入所生活介護	サービスの提供に要する経費の1割+食材料費(1日当り780円が限度)																
	短期入所療養介護	食材料費(1日当り780円が限度)																
施設サービス	介護老人福祉施設への入所	サービスの提供に要する経費の1割+食事の標準負担額																
平成16年7月利用分から食材料費の助成は廃止																		
k 高齢被爆者の保養促進	市の制度	県の制度(町は窓口業務を行う。)																
(a) 対象	市内在住の60歳以上の被爆者	県内在住の60歳以上の被爆者																
(b) 内容	神田山荘休憩料 250円を減額	神田山荘休憩料 250円を減額 県指定の療養保養施設利用料 ・休憩 1回 250円以内 ・宿泊 1泊 500円以内																

(オ) 原爆養護ホーム等施設

項 目	広島市	湯来町												
a 一般養護ホーム														
(a) 対象	身体上、精神上、環境上の理由により居宅で養護を受けることが困難な者	同左												
(b) 施設内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td colspan="2">舟入むつみ園</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定 数</td> <td colspan="2">100人</td> </tr> <tr> <td>施 設</td> <td colspan="2">ショートステイ、デイサービス施設あり</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	舟入むつみ園		定 数	100人		施 設	ショートステイ、デイサービス施設あり					
名 称	舟入むつみ園													
定 数	100人													
施 設	ショートステイ、デイサービス施設あり													
(c) 運営主体	(財)広島原爆被爆者援護事業団													
b 特別養護ホーム														
(a) 対象	身体上、精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ居宅で介護を受けることが困難な者 原爆小頭症患者で居宅で介護を受けることが困難な者	同左												
(b) 施設内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td>神田山やすらぎ園</td> <td>倉掛のぞみ園</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定 数</td> <td>100人</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>施 設</td> <td>-</td> <td>ショートステイ施設有</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>痴呆性入所者専用居室 定員5人を含む。</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園	定 数	100人	300人	施 設	-	ショートステイ施設有	その他	痴呆性入所者専用居室 定員5人を含む。	-	
名 称	神田山やすらぎ園	倉掛のぞみ園												
定 数	100人	300人												
施 設	-	ショートステイ施設有												
その他	痴呆性入所者専用居室 定員5人を含む。	-												
(c) 運営主体	(財)広島原爆被爆者援護事業団													
c 保養施設														
(a) 施設内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td colspan="2">広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定 数</td> <td colspan="2">休憩 412人 宿泊 61人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">医務室、大浴場完備</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)		定 数	休憩 412人 宿泊 61人		その他	医務室、大浴場完備		同左			
名 称	広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)													
定 数	休憩 412人 宿泊 61人													
その他	医務室、大浴場完備													
(b) 運営主体	(財)広島市原爆被爆者協議会													

工 火葬場・墓地

項目	広島市			湯来町				
a 火葬場								
(a) 施設の内容	名称	設備		名称	設備			
	永安館	人体炉 12、汚物炉 1 動物炉 1		感応山斎場	人体炉 2			
	可部火葬場	人体炉 2						
	五日市火葬場	人体炉 4、動物炉 1						
(b) 使用料等	(単位:円)			(単位:円)				
	区分	市民	その他	区分	町民	その他		
	遺体火葬	12歳以上	8,200	59,000	遺体火葬	12歳以上	20,000	40,000
		12歳未満	5,900	42,000		12歳未満	15,000	30,000
		死産児	3,200	23,000		死産児	10,000	20,000
		時間外火葬	1,900	14,000				
	手術肢体、胎盤、産汚物類	2kgまでごとに 1,100		手術肢体等(1個)	11,000	22,000		
	小動物死体	小 4,300/大 8,700		死体一時保管 (1日1体につき)	8,000	16,000		
	遺体一時保管 (24時間までごとに)	1,100	8,000	大字和田に住所を有する者については、それぞれ 1,000 円を減じた額とする。				
b 墓地								
(a) 整備状況	[墓地] 広島平和記念都市建設計画墓地 ・三滝墓園 6.7ha、約 2,500 基 ・高天原墓園 12.3ha、約 2,200 基 市営墓地 41 か所、約 8 千基			杉並台墓苑 0.15ha 197 基				
[納骨堂] 高天原納骨堂								